

ご存じですか？

屋外広告物の掲出には 許可申請が必要です！！

屋外広告物って何？

看板や広告幕、はり紙などで一定期間、屋外に掲出されているものは、営利・非営利などを問わず、原則すべて屋外広告物になります。

なぜ許可申請が必要なの？

広告物の状態を適正に把握し、看板の落下事故などから市民の安全を守るため、また、市の美しい景観を守るためなどの理由により、国の法律に基づき各都市で制定している「屋外広告物条例」で決められています。

すべての屋外広告物に許可申請が必要なの？

基本的にすべての屋外広告物は許可申請が必要になります。ただし、自家用広告のみの掲出で総面積が10㎡以下の場合など、許可申請が不要な場合もあります。

どのくらい大きな物を出していいの？

広告物を出す場所と広告物の種類によってそれぞれ基準が決まっています。例えば一般的な市街地で壁面に広告物を出す場合、「一壁面の合計表示面積がその壁面の1/3以下で、かつ、50㎡以下」となります。

どこに申請をすればいいの？料金はかかるの？

申請は広告物を掲出している区の土木センターまでお願いします。また、申請の際には許可手数料がかかります。

料金は広告物の種類によって変わりますが、一般的に建物の壁面や屋上部に付ける広告物は、表示面積5㎡毎に1,900円（照明装置あり）または1,300円（照明装置なし）となります。自家用広告の場合、合計面積から10㎡分が控除されます。

違反した場合はどうなるの？

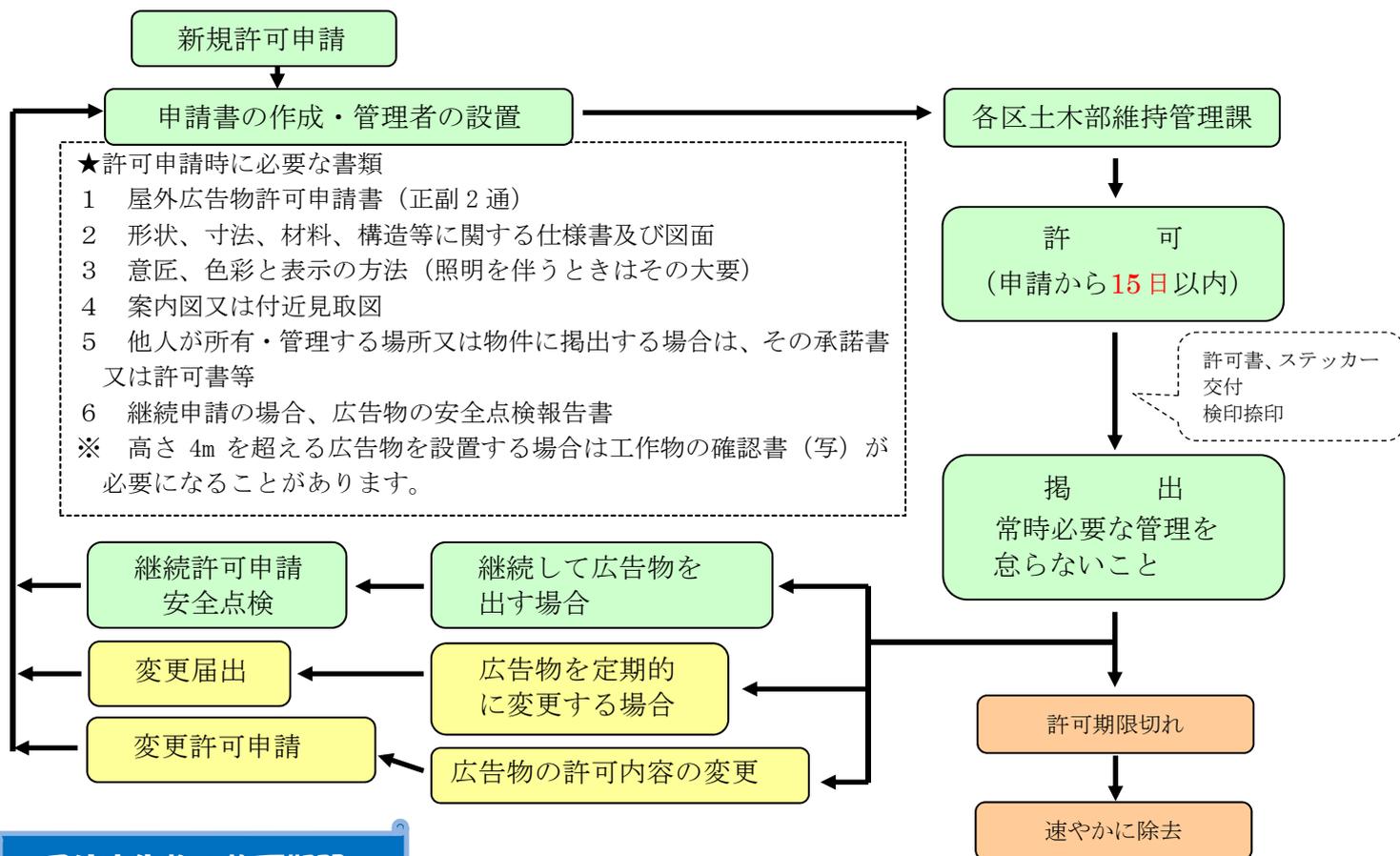
許可を受けることなく掲出している場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金刑となる場合があります。

制度についての詳細は裏面をご覧ください！



屋外広告物許可申請の流れ

※手数料は新規または継続許可申請毎にかかります。



屋外広告物の許可期間

- 広告板、広告塔など … 3年以内
- 広告幕、上記の広告物で広告内容を定期的に変更するもの … 1年以内

屋外広告物の種類と設置基準

※一般的な市街地における基準です。地域によって基準は異なります。また、広告幕や車体利用広告などについても基準が設定されています。

● 屋上広告物

- 1基当たりの合計表示面積が300㎡以下で、1面当たりの表示面積が100㎡以下
- 設置した屋上を構成する外壁を超えて設置しないこと
- 同一方向に2個以上設置しないこと
- 高さが地上からその広告物等を表示し、又は設置する箇所までの高さの3分の2以下で、かつ、20m以下 など



● 壁面広告物

- 壁面における合計表示面積がその壁面の面積の3分の1以下、かつ、50㎡以下
- 同一壁面に同一表示内容の壁面広告物を2個以上設置しないこと
- 広告物等を設置する壁面の上下端又は両側端を超えないこと
- 広告物等が建築物の窓又は開口部をそれぞれ3分の2以上ふさがらないこと
- 取り付け壁面からの出幅が1m以下 など



● 突出広告物

- 1基当たりの合計表示面積が40㎡以下で、1面当たりの表示面積が20㎡以下
- 取り付け壁面からの出幅が1.5m以下
- 広告物等を設置する壁面の上下端を超えないこと
- 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たもの など



● 地上広告物

- 1基当たりの合計表示面積が150㎡以下で、1面当たりの表示面積が75㎡以下
- 高さが20m以下
- 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たもの
- 地中に基礎を設けた堅牢なものであること など



屋外広告物を掲出できない区域、場所があります

- 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域（道路敷地は除く）
 - 風致地区の全域（対象の地区により掲出可能な区域や掲出可能となる基準があります）
 - 道路、鉄道沿線の区域 など
 - ・札幌自動車道 ・道央自動車道 ・市道西南線（ミュンヘン大橋周辺） ・鉄道沿線
- 道路中心線または線路の炉端から100m以内または500m以内、または、道路面以上の高さの区域のみ禁止など区域によって条件が異なります。

屋外広告物を掲出できない物件があります

- 街路樹路傍樹やこれらの樹木の防護さくその他の附属物
- 信号機、道路標識、歩道さく ● 消火栓
- 郵便ポスト、電話ボックス、変圧塔及びガス圧力計塔 など

「はり紙」「はり札」「立看板」「広告旗」を掲出できない物件

- 電柱、街路灯柱その他の柱類 ● 道路の附属物（歩道橋、カーブミラーなど道路管理者が設置するもの）
- 道路占用物件（工事事務施設、分電盤など道路上又は上空を占用するもの） など

許可を受ける必要のない屋外広告物があります

- 自家用広告物で表示面積（合計）が10㎡以下で、かつ、高さが20mを超えないもの
- 禁止区域・物件に掲出する場合は、表示面積が3㎡以下で広告物の上端までの高さが10mを超えないもの（電光板、ネオン、点滅する照明及び回転灯などの使用は不可）
- 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積の合計が3㎡以下のもの
- 講演会、展覧会、音楽会その他これらに類する催し物を表示するため、当該催物の開催期間中に当該催物の会場の敷地内に掲出する広告物
- 社寺、仏堂、教会等が祭典又は冠婚葬祭のために臨時に掲出する広告物や、大売出しその他年中行事のために掲出する広告物、慣習として一般に認められている広告物
- 工事現場等の板塀や仮囲いに掲出する広告物で、次の要件を満たすもの
 - ・ 工事内容の表示又は工事物件の宣伝を目的とする広告物、工事の管理上の必要に基づき掲出する広告物で、表示面積がそれぞれ3㎡以下であるもの
 - ・ 宣伝を目的としない絵画や写真等を直接表示するもので、表示面積が板塀等の1面の3分の1以下のものなど

上記は代表例の紹介です。

詳しくはこちらでご確認ください

◆札幌市屋外広告物のページ URL: <http://www.city.sapporo.jp/kensetsu/dokan/kokoku/>

◆許可申請についてのご相談（各区土木センター）



- | | | | | | |
|------|--------------|-------------------------|------|--------------|-------------|
| ・中央区 | Tel.614-1800 | (中)北12条西23丁目S・D・C北12条ビル | ・豊平区 | Tel.851-1681 | (豊)西岡3条1丁目 |
| ・北区 | Tel.771-4211 | (北)太平12条2丁目 | ・清田区 | Tel.888-2800 | (清)平岡2条4丁目 |
| ・東区 | Tel.781-3521 | (東)北33条東18丁目 | ・南区 | Tel.581-3811 | (南)南31条西8丁目 |
| ・白石区 | Tel.864-8125 | (白)本通14丁目南 | ・西区 | Tel.667-3201 | (西)西野290の10 |
| ・厚別区 | Tel.897-3800 | (厚)厚別町下野幌45の39 | ・手稲区 | Tel.681-7411 | (手)曙5条5丁目 |

◆本パンフレットの作成課

札幌市役所建設局道路管理課 Tel.211-2452 (中)北1条西2丁目 札幌市役所6階

E-mail: oku-kokoku@city.sapporo.jp